

令和5年2月10日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社シノハラゼネラル（所在地 群馬県前橋市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 河原 利幸（内線：2511）

契約課 課長補佐 小林 和生（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社シノハラゼネラル	群馬県前橋市東片貝町705-2

2. 指名停止措置期間

令和5年2月10日から令和5年6月9日まで（4ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役社長は、前橋市が発注した農業用水路工事の指名競争入札において、令和2年10月、当時の前橋市副市長から予定価格を入手し、不正に落札したとして、令和4年1月28日、公契約関係競売入札妨害の疑いで群馬県警に逮捕された。

その後、同じく前橋市が発注した別の3件の配水管工事などの指名競争入札において、令和2年6月から令和3年1月にかけて、同じく当時の前橋市副市長から予定価格を入手し、不正に落札したとして、令和4年12月19日、公契約関係競売入札妨害の疑いで群馬県警に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役社長が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内